

渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例（令和元年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(隊員)

第3条 隊員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 渡良瀬遊水地において、条例第6条に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）が行われないよう監視すること。
- (2) 禁止行為に関する情報を市長に通報すること。
- (3) 禁止行為について啓発すること。

2 市長は、渡良瀬遊水地の固有の環境を守るため、適当と認める者を隊員として登録するものとする。

(権限の委任)

第4条 市長は、当該職員に条例第7条第1項の規定による禁止行為の中止又は原状回復の指示を行う権限を委任する。

(中止等の指示)

第5条 当該職員は、条例第7条第1項の規定による禁止行為の中止及び原状回復の指示をするときは、指示書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第7条第2項の証明書は、身分証明書（職員用）（別記様式第2号）又は身分証明書（隊員用）（別記様式第3号）によるものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

指示書

氏 名	職 員 氏 名	印
住 所 電 話	指示の年月日	年 月 日 時 分

あなたは、渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例第 6 条第 号に掲げる行為を行ったので、同条例第 7 条第 1 項の規定により、以下のとおり中止（及び原状回復）を指示する。

行為を行った日時	年 月 日 時 分
行為を行った場所	
行 為 の 内 容	
中 止 等 の 指 示 の 内 容	<input type="checkbox"/> 直ちに を中止することを指示する。 <input type="checkbox"/> 直ちに を原状回復することを指示する。

備考 指示を受ける者の氏名及び住所を確知することができないときは、性別、身体的特徴、衣服その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。

様式第2号(第6条関係)

(表)

5.5
センチ

第 号	
身 分 証 明 書	
(職員用)	
写真	職員 氏名
上記の者は、渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する 条例第7条第1項に規定する職員であることを証明する。	
年 月 日	
小山市長 印	

8センチメートル

(裏)

5.5
センチ

<ol style="list-style-type: none">1 職員が渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例第7条第1項の指示を行うときは、本証を携帯しなければならない。2 関係者の請求があるときは、本証を提示しなければならない。3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>○ 渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例(抜粋) (中止等の指示)</p><p>第7条 市長は、現に渡良瀬遊水地において前条に掲げる行為をしている者(以下「禁止行為者」という。)を当該職員が現認したとき又は渡良瀬遊水地見守り隊の隊員(以下「隊員」という。)若しくは渡良瀬遊水地利用者等からの通報を受けたときは、禁止行為者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。</p><p>2 当該職員及び隊員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p></div>

8センチメートル

様式第3号(第6条関係)

(表)

5.5
センチ

身 分 証 明 書 第 号
(隊員用)
写真
隊員
氏名

上記の者は、渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例第7条第1項に規定する渡良瀬遊水地見守り隊の隊員であることを証明する。

年 月 日
小山市長 印

8センチメートル

(裏)

5.5
センチ

1 隊員が渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例施行規則第3条第1項の活動を行うときは、本証を携帯しなければならない。

2 関係者の請求があるときは、本証を提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

○ 渡良瀬遊水地の保全と再生及び賢明な活用に関する条例(抜粋)
(中止等の指示)
第7条 市長は、現に渡良瀬遊水地において前条に掲げる行為をしている者(以下「禁止行為者」という。)を当該職員が現認したとき又は渡良瀬遊水地見守り隊の隊員(以下「隊員」という。)若しくは渡良瀬遊水地利用者等からの通報を受けたときは、禁止行為者に対し、当該職員をして、当該行為の中止又は原状回復を指示させることができる。

2 当該職員及び隊員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8センチメートル